

商工中金テレホンバンキング振込規定

- テレホンバンキング取引規定第1条第1項第3号に定める「振込取引」および同規定第1条第1項第4号に定める「運用方法の変更」によって生じる「振込取引」は、同規定のほかこの商工中金テレホンバンキング振込規定により取扱います。
- 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において「商工中金テレホンバンキング振込取引」を利用するものとします。

第1条 振込等

1. 商工中金テレホンバンキング振込取引を利用して振込を行う場合、当金庫は契約者からの届出に基づいて事前に振込先登録を行います。登録は、契約者からの当金庫所定の届出様式の提出をもって行います。
2. 本条第1項により契約者から受付けた申込内容について不備がありましても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
3. 振込は当金庫所定の時間内に受け付けます。ただし、午後2時を超えて振込を受け付けた場合、翌営業日の取扱いとなります。
4. 振込の申込受付は、商工中金テレホンバンキング取引規定第2条第1項第3号に基づく本人確認方法により契約者ご本人であることが確認できた後に行います。また、商工中金テレホンバンキング取引規定第3条第2項にしたがって振込の申込を受け付けたものとします。
5. 振込はすべて電信扱いによるものとします。
6. 振込にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる資金相当額（以下「振込資金等」といいます。）をお支払い下さい。
7. 振込における「振込資金等」は、申込受付時に契約者名義の支払を指定した預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から引落とします。ただし、翌営業日扱いの振込については、翌営業日中の当金庫任意の時間に引落とします。
8. 「振込資金等」が契約者名義の「支払指定口座」の支払可能残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、本条第4項による振込取引の申込受付は取消されたものとみなします。ただし、1日に複数の申込受付があり、その総額が契約者名義の「支払指定口座」の支払可能残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれの取引を実行するかは、当金庫の任意とします。
9. 契約者の依頼に基づき当金庫が発信した振込につき、振込先の金融機関から当金庫に対して振込内容の照会があった場合には、当金庫は依頼内容について契約者に照会するこ

とがありますので、速やかに回答して下さい。当金庫の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

10. 入金口座なし等の理由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金の「支払指定口座」に入金します。また、その際に要した費用等については別途いただきます。

第2条 振込内容の変更

1. 当金庫から振込先の金融機関に対して振込通知を発信した後、契約者が当該振込の変更等を依頼する場合には、商工中金ダイレクトバンキングセンターに速やかにご連絡下さい。この場合、当金庫は振込申込のときと同じ方法で本人確認させていただきます。
2. テレホンバンキング取引規定第1条第1項第4号に定める「運用方法の変更」における振込取引において、当金庫から振込先の金融機関に対して振込通知を発信した後、契約者が振込申込を組戻しまたは変更する場合には、契約者の取引店にて組戻しの手続きをとっていただきます。この場合、当金庫所定の組戻し依頼書に署名捺印のうえ、テレホンバンキング取引規定第4条第3項により契約者あて郵送いたしました計算書等とともに提出して下さい。
3. 当金庫は、本条第1項および第2項による契約者からの依頼に従って組戻し依頼または変更依頼の電文を振込先の金融機関に発信します。
4. 当金庫が本条第3項により組戻し依頼または変更依頼を振込先の金融機関に通知した場合に、なんらかの損害が契約者に生じても、当金庫は責任を負いません。
5. 本条第2項による組戻しの申込により組戻しされた振込資金は、本条第2項により提出を受けた組戻し依頼書に指定された方法により返却いたします。
6. 本条第1項および第2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しまたは変更ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議して下さい。

第3条 手数料

1. 振込の実行にあたっては、「振込資金等」を「支払指定口座」から引落とすと同時に当金庫所定の振込手数料を「支払指定口座」より引落します。
2. 本条第1項の取扱いは午後2時以降に受付けた翌営業日扱いの振込についても同様とします。
3. 第2条第1項および第2項による組戻しにあたっては、当金庫所定の組戻し手数料を「支払指定口座」より引落します。この場合、本条第1項の振込手数料は返却いたしません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻し手数料は返却いたします。
4. 組戻しされた振込資金による振込に際しては、本条第1項と同様の方法で当金庫所定の振込手数料をいただきます。

5. 振込取引等について、特別の依頼により要した費用は別途いただきます。

第4条 災害等による免責事項

次の各号の事由により振込資金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については当金庫は責任を負いません。

- (1)災害・事変・裁判所等公的機関の措置等をやむをえない事由があったとき。
- (2)当金庫または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (3)当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由により入金不能、入金遅延等があったとき。

第5条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第6条 届出事項の変更

登録先口座等、届出事項に変更がある場合には、直ちに当金庫所定の書面により届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第7条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、振込規定により取扱います。

第8条 権利譲渡等の禁止

振込取引にもとづく契約者の権利は、譲渡・質入れすることはできません。